

重要 申告にかかる注意事項

- ①対象行政区などの日に都合のつかない場合は、対象行政区など以外の日に申告することも可能ですが、対象行政区などの人を優先的に受け付けることになりまずのでご了承ください。
- ②申告は原則として、申告者本人が行わなければならない事により、やむを得ない事情により代理の人(ご家族)が申告される場合は、申告について説明できるよう、事前に内容を確認した上で申告するようにしてください。
- ③申告を行う際は原則として、収入・支出を科目ごとに整理した書類(帳簿など)と、これらを証明する書類(領収書など)を持参しなければなりません。書類(帳簿など)を整理し、記載していない場合や、書類に不備がある場合には申告を受け付けることができません。(作成済み書類の提示がない場合は受け付けできません)
- ④個人で事業や農業、不動産所得がある全ての人に日々の取引に関する帳簿の記載が義務付けられています。収入や各経費の記帳漏れがないか、1年間の合計額が正しく計算さ

れているか帳簿の確認をお願いします。(1年間の合計額を必ず計算してください)

⑤収支内訳の作成や申告について不明点がありましたら、申告期間前に最寄りの税務署および役場税務課へ事前にご相談ください。

土地や建物、株の売買など

土地建物や、株の売買などに対する税金は、分離課税として他の所得と区分して計算します。土地家屋を国などの公共事業に対して売った場合でも、申告をしなければ特別控除の対象とはなりません。

また、株の損益通算についても、申告をしなければ適用されませんので申告が必要です。2月中に税務署へ相談および申告されることをお勧めします。



要介護認定を受けた人の税務上の 障害者控除対象者認定書について

障害者手帳などを持っていない65歳以上の高齢者で要介護1〜5に認定されている人(要支援1・2の認定者は該当しません)のうち、一定の要件に当てはまる人に、申請に基づき「障害者控除対象者認定書」を交付します。

障害者控除

内容

納税者本人またはその控除対象配偶者や扶養親族に、障がい者や寝たきり高齢者などがある場合には、障害者控除が受けられます。

対象者

- ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの交付を受けている人
- ②6カ月以上寝たきり状態である状態の人
- ③身体障害者手帳などの交付を受けていないが、精神ま

たは身体に障がいのある65歳以上の人で、その障がいの程度が療育手帳や身体障害者手帳の交付される要件に準ずる人(認知症および身体の障がいがある一定の基準に該当する人)

※②、③については介護保険認定者であること(介護保険の認定調査資料などを基に審査します)

手続き

- ①の人は申告の際に手帳などを持参してください。
- ②または③の人は保健センターに申請して「障害者控除対象者認定書」の交付を受ける必要があります。

おむつ代の医療費控除

内容

確定申告の際に、寝たきりの高齢者などが使用するおむつ代の医療費控除を受けるためには、原則として医師の発

即日発行できません

行するおむつ使用証明書が必要で、

ただし「介護保険の要介護認定を受けており、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の人」は医師の証明書に代えて、町が発行する確認書で控除が受けられる場合がありますのでお問い合わせください。

※初めて医療費控除を受けようとする人は、医師の証明書が必要で、

なお、手続きは1年ごとに必要となります。

お問い合わせ先

保健センター
☎46-5571

道の駅平泉 情報

■問い合わせ先…道の駅平泉 ☎48-4795

【産直2月のお薦め品】

■リーフレタス
長島地区の浅利さんの畑では、水耕栽培でリーフレタスを生産しています。

「水耕栽培で見た目もきれいなリーフレタスに育ちました。生育状況に

もよりますが、1年を通して出荷していますので、ぜひ食べてみてください」と話してくれました。

■ひな飾り

長島の老人クラブの人たちが、一つ一つ心を込めて作ったひな飾り販売しています。



生産者の浅利恵久美さん(18区)

季節によって異なるレタスの食感も楽しんでもらいたいです。

レストラン 2月のイチオシ! テイクアウト お弁当

3種類から選べます!

道の駅平泉のレストランでは、テイクアウトお弁当の提供を始めました。

注文してから作る温かいお弁当です。予約注文も受け付けていますので、ぜひご賞味ください。

■販売時期…2月1日(月)から



唐揚げ弁当650円、カレーライス500円、生姜焼き弁当650円(各値段は税込み)

農業振興地域整備計画を見直します

〜農振除外の手続きは5月21日までに〜

町では、豊かな住みよい農村環境を確立するため「平泉農業振興地域整備計画」を策定し、5年ごとに見直しをしています。農地を農地以外の土地に変更するときに必要な「農振除外」の手続きは、原則として計画の見直し時期にしかできません。

令和3年度は、計画の見直し時期に当たることから「農振除外」の手続きなどについてお知らせします。

■問い合わせ先…農林振興課 ☎46-5564

■農振除外とは

農業振興地域内には、農用地として利用するための土地の区域「農用地」といいます。

農用地区域は、優良な農地の保全のため、土地基盤整備などの農業施策を重点的に行うために、農業以外の目的での利用が制限されています。

このため、農用地区域内の土地を農地以外に使用するとき、農地転用の許可申請の前に必要になります。

この「農用地区域からの除外」のことを一般的に「農振除外」と呼んでいます。

■農振除外できる土地

次のすべての要件を満たした場合に限り、農振除外をするこ

とができます。

- ①農用地区域外に代替する土地がないこと
- ②農用地区域の農業上の効率的で総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと
- ③農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者(認定農業者など)の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと
- ④農用地区域内の土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと
- ⑤土地改良事業などの土地基盤整備事業が行われた場合、完了した翌年度から数えて8年を経過していること

■農振除外手続き

農振除外の手続きは、町農林振興課で受け付けます。受付期

間と提出書類は次のとおりです。

▽手続きの受付期間

3月15日(月)〜5月21日(金)

▽提出書類

- ①農用地利用計画変更申出書・事業計画書(農林振興課に備え付け)
- ②土地の登記事項証明書及び公図
- ③位置図(申請地の位置や自宅の状況が分かる地図、住宅地図など)
- ④事業計画の概要が分かる設計書(平面図、立面図等)、配置図など
- ⑤求積図(分筆が必要で、かつ完了していない場合)です。

■原則、今後5年間は農振除外できません

受付期間を過ぎると農業振興地域整備計画の見直しが始まり、今後5年間は原則として農振除外ができません。今後5年間に農地転用の予定がある人は、5月21日(金)までに手続きを済ませてください。

今回の見直しで農振除外が認められた場合、農地を農地以外の目的で転用する手続きができるのは、令和4年4月以降の予定となります。

また、場所によっては農振除外できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。